

現代アメリカの政治学者であるジョン・ロールズの『正義論』を解説する以下の文章を読み、その内容を要約した上で、ロールズの原理に立つときになされるとあなたが考える教育施策について1000字以内で論じなさい。

ロールズが提示する正義の構想の内容は、「正義の二原理」として定式化される。

第一原理：各人は、平等な基本的な諸自由からなる十分に適切な枠組みへの同一の侵すことのできない請求権をもっており、しかもその枠組みは、諸自由からなる全員にとって同一の体系と両立するものである。

第二原理：社会的・経済的不平等は、次の二つの条件を満たさなければならない。第一に、社会的・経済的不平等は、公正な機会の平等という条件の下で全員にひらかれた職務と地位にともなうものであるということ。第二に、社会的・経済的不平等は、社会のなかでもっとも不利な立場におかれる成員にとって最大の利益になるということ（格差原理）。

第一原理が「平等な自由の原理」、第二原理の前段が「公正な機会平等の原理」、そして第二原理の後段が「格差原理」と呼ばれる。これら都合三つの原理のあいだには、①平等な自由の原理、②公正な機会平等の原理、③格差原理という明確な優先順位が設定される。したがって、もっとも不利な立場にある人びとの経済的状況を改善するような制度がかりに平等な自由を損なうものであるとすれば、そうした制度の編成は正当とはみなされない。そうした優先順位に沿って、「正義の二原理」のそれぞれが何を意味しているのかを見よう。

平等な自由の原理 まず目を留めたいのは、第一原理は自由一般を擁護しているわけではないということである。この原理が擁護するのは諸々の（複数形の）自由である。具体的には、政治的自由、言論・結社の自由、良心・思想の自由、財産（動産）を有する権利をともなった人身の自由、恣意的な逮捕・押収からの自由などが挙げられる。これらの諸自由は二つの根拠をもつて「基本的」とされる。一つは「二つの道徳的能力」（注）の発達・行使によってこれらの諸自由が不可欠であるという理論的な根拠である。もう一つは経験的な根拠であり、これらの自由が人びとの苦闘の果てに勝ちとられてきたと言ふ歴史的経緯にもとづく。

公正な機会平等の原理 基本的な諸自由を諸個人に平等に保障する第一原理によつて、形式的な機会の平等は実現される。人種、ジェンダー、性的指向、宗教、エスニシティなどにもとづいて差別的に扱われ、ある集団が劣位化されることは法制度上はなくなる。しかし、かりに同じ能力とそれを用いようとすると同じ意欲があつたとしても、それを活かす機会が平等にひらくかれては限らない。たとえば、同じ学力がありながらも学費や生活費を工

面できないがゆえに、大学への進学をあきらめざるをえないケースなどがそれである。公正な機会の平等は、同じ能力と意欲のある人びとに對して同じライフチャンスを与えるものであり、社会に存在する人的資本を有効に活用しうるという点では、効率的でもある。

格差原理 公正な機会の平等は、能力と意欲のある人びとにそれを發揮する機会をひらくけれども、もつて生まれた才能が当該社会の価値評価にマッチしない人びとはそもそもそうした機会にアクセスすること自体が著しく困難となる。格差原理はこうしたミスマッチに対応することを目指す。

社会的・経済的不平等は、相互性の基準にもどづいて、その不平等がすべての人びとの利益に資するようにアレンジされる場合にのみ正当化されうる。格差原理は、制度が、最も不利な立場におかれる人びとにとつて長期的に見て最大の利益になるよう編成されることを要求する。ロールズが、通常の相互性の基準にとどめず、格差原理というより要求度の高い原埋を提起したのはなぜだろうか。二つの理由が考えられる。

一つは、社会に存在する多様な才能をできるだけ活かすためである。ある種の才能は、社会の価値評価基準にうまくマッチし、別種の才能はさほど適合しない。公正な機会の平等が同じ能力と意欲の持ち主に機会をひらくとしても、この原理はミスマッチゆえに周辺化され、社会の底辺に押し込められがちな才能を活かすことにはつながらない。格差原理は、社会にさまざまな才能が分布している状況を「コモンアセット」（共同の資産）としてとらえ、それらの多種多様な才能が相補性をもつて組織することを可能にする。才能の多様性をコモンアセットとみなし、それぞれの生き方を促すこと。これが格差原理の果たす役割の一つである。加えてもう一つの役割は、（他の二つの原理と協働して）富と所得の拡大を制御することである。

ロールズの議論において、「社会的ミニマム」は二通りの意味で用いられている。一つは、市民としての基本的なニーズが充足されているという意味であり、このミニマムは憲法によって保障される。もう一方の意味でのミニマムは、格差原理が立法段階で税制などとして具体化されることを通じて実現される。後者の場合、ミニマムの水準は、もつとも不利な立場にある人びとに注目し、その境遇を長期的に見て最大限に改善しようとする制度を通じて定まる。「最大限」というのは、それ以上に引き上げるならば、より有利な立場にある人びとの「正統な期待」が低下し、それにともなって、より不利な立場にある人びとの「正統な期待」もまた低下に転じてしまうところを指す。

(注) 「二つの道徳的能力」：自分自身の「善の構想」—自分の生に中心的な価値を与えると各人が考えるもの—を形成し、修正しつつ合理的に追究する能力と、「正義感覚」—自分と他者の関係のあり方を規制する社会正義を理解し、それにもとづいて振る舞う能力—を持つこと。